

龍谷大学生活協同組合 ICカード利用規則

第1章 総則

第1条（定義）

ここでいう龍谷大学生活協同組合（以下龍谷大生協）のICカードとは、龍谷大学と龍谷大生協が提携したICチップ搭載の龍谷大学学生証及び職員証（以下 龍谷大学ICカード）と龍谷大生協が龍谷大学の学生及び職員以外の生協組合員に発行するICチップ搭載の組合員カード（以下生協ICカード）をいいます。この規則に基づいてICカードを発行された学生及び職員、生協組合員をICカード保有者と呼称します。ICカード保有者はこの規則を遵守する義務を有します。

第2条（ICカードの発行）

1. 龍谷大学ICカードは龍谷大学職員証および学生証の規約に基づき発行されます。
2. 生協ICカードは生協の規約に基づき生協組合員に発行されます。

第3条（ICカードの利用）

1. ICカード保有者は、ICカードに貼付されたICチップを利用して生協の提供する商品やサービス、又は生協が承認した提供者の提供する商品やサービスを受けることができるものとします。ただし 生協組合員でない場合は、その一部を受けることができない場合があります。
2. ICカードの利用にあたっては、本規則を遵守するものとします。
3. ICカード保有者は、大学を退学又は退職、生協を脱退する等の事由により、ICカード利用者でなくなると同時に、本条第1項の適用を受けることができなくなるものとします。

第4条（ICカードの紛失・盗難）

1. 龍谷大学ICカードを紛失した場合、又は盗難にあった場合は、速やかに龍谷大学に連絡の上、所定の手続きを行うものとします。
2. 生協ICカードを紛失した場合、又は盗難にあった場合は、速やかに生協に連絡の上、所定の手続きを行うものとします。
3. ICカードを紛失した場合、又は盗難にあった龍谷大学ICカードを発見した場合は、所定の手続きに従って龍谷大学に届け出るものとします。
4. 紛失し、又は盗難にあった生協ICカードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとし、生協が認めたときに限り、当該ICカードを再利用できるものとします。
5. ICカードの紛失・盗難又はその他の事由により、ICカードを他人に利用された場合に生じた一切の損害は、当該ICカード保有者がこれを負担するものとします。

第5条（ICカードの再発行）

1. 龍谷大学 I C カードの紛失・盗難・汚損、その他カードの再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合には、再発行申請書を龍谷大学に提出し承認を得た上で所定の手続きを行うものとします。
2. 龍谷大学 I C カードの再発行を受ける場合、所定の手数料を負担するものとします。
3. 生協 I C カードの紛失・盗難・汚損、その他 I C カードの再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合には、再発行申請書を生協に提出し承認を得るものとします。
4. 生協 I C カードの再発行を受ける場合、生協所定の手数料を負担するものとします。

第 6 条（内容の確認及び不備の申し出）

1. 龍谷大学 I C カードの発行又は再発行を受けた場合は、直ちに I C カードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく龍谷大学に届け出るものとします。
2. 生協 I C カードの発行又は再発行を受けた場合は、直ちに I C カードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとします。

第 7 条（個人情報の使用制限）

生協は、別に定める「龍谷大学生生活協同組合 個人情報保護方針」を遵守し、生協が提供する商品やサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報等を利用しないものとします。

第 8 条（届出事項の変更）

1. 龍谷大学 I C カード保有者は、個人情報に変更が生じた場合は、龍谷大学に対して所定の届出を行うものとします。
2. 生協 I C カード保有者は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとします。
3. 本条第 1 項および第 2 項の届出により、I C カードを再発行する必要がある場合は、当該再発行にかかる第 5 条 2 及び 4 の手数料は無料とします。
4. I C カード保有者は、本条第 1 項および第 2 項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

第 9 条（プライバシー情報の保護）

生協は、I C カード保有者が I C カードを利用することによって、生協が入手したプライバシーに関わる情報を、生協の提供する商品やサービスの円滑な利用以外の目的に利用しないものとします。

第 10 条（I C カードの利用停止）

1. I C カード保有者は、次の何れかに該当した場合、生協の提供する商品やサービスについて、当該 I C カードの利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。

- (1)申し込み時に虚偽の申告をした場合
- (2)本規則のいずれかに違反した場合
- (3) I Cカードの券面上に記載された内容が無断で改変した場合
- (4) I Cカードの磁気ストライプ及び I Cチップに記録された内容を改ざんした場合
- (5)その他、 I Cカード使用状況が適当でないと生協が判断した場合

【第2項は削除。IC カード保有者が自ら機能を停止する場合は、スマホ（生協 アプリ）で設定可能となりましたので、生協で手続きする必要がなくなりました。IC カードの紛失等や再発行に関しては、第4、5条に規定しています。】

第11条（免責）

I Cカード保有者は、本規則を遵守するものとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

第12条（規則の変更に伴う公示）

- 1. 生協が本規則を変更した場合は、その内容を I Cカード利用者へ公示します。
- 2. 前項の変更において、当該変更の内容が I Cカード利用者の利用に重大な影響を及ぼす可能性があるとして生協が判断した場合には、十分な期間を置いた事前公示の後に変更内容を実施します。

第13条（準拠法）

本規則に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

本規則の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、当該生協所在地の簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第2章 電子マネー及びポイント

第15条（電子マネー及びポイントの利用方法）

「大学生協アプリ（公式）利用規約」の大学生協電子マネー（ベースマネー）及びポイントの利用方法は、「大学生協アプリ（公式）利用規約」及び別に定める「龍谷大学生活協同組合 大学生協電子マネー（ベースマネーとポイント）利用細則」に準拠します。

第3章 ミール定期マネー

第16条（ミール定期マネーの利用方法）

「大学生協アプリ（公式）利用規約」の生協が発行する別の種類の電子マネー（別マネー）であるミール定期マネーの利用方法は、「大学生協アプリ（公式）利用規約」及び別に定める「滋賀大学大津地区生活協同組合 ミール定期マネー利用細則」に準拠します。

第4章 補 則

第17条（解釈等）

この規則に定めのない事項及びこの規則の解釈に疑義が生じた場合は、生協理事会が決定します。

第18条（改廃）

1. 生協は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本規則を改廃することができます。
2. 本規則の改廃は生協理事会の議決によります。
3. 生協は、本規則の改廃、改廃後の内容及び改廃の効力発生日について、改廃の効力発生日までの間に、次に定める方法を適宜活用して、IC カード保有者への周知を図ります。
 - (1) 店舗での掲示
 - (2) W e b サイトへの掲示

【附 則】

1. この細則は2011年4月1日より施行します。
2. この規則は2019年11月1日より一部改正施行します。

【附 則】

1. この規則は2023年1月1日より一部改正施行します。
2. 龍谷大学生生活協同組合 ミールカード利用規則（2019年11月1日）は廃止します。